

誘導灯の経年劣化等を踏まえた点検方法の見直しについて

- (一財)日本消防設備安全センター
消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会における提言
- 提言を受け、点検要領の改正を検討

誘導灯の点検に関し、

① 蓄電池に係る点検方法の見直し

② 自動点検機能を活用した光源に係る点検方法の見直し

●蓄電池に係る点検方法の見直しに係る改正部分(点検要領一部抜粋)

点検要領の第16「誘導灯及び誘導標識」の点検項目・非常電源(内蔵型のものに限る。)・機能の判定方法

イ 定格の時間、非常点灯するかを確認する。

(「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、消防庁長官が登録する登録認定機関が行う認定の効力を有している誘導灯のうち、その蓄電池の製造年からJIS C 8705に該当する蓄電池にあっては3年、国際電気標準会議規格61951-2に該当する蓄電池にあっては5年を超えていないものを除く。)

●自動点検機能を活用した光源に係る改正部分(点検要領一部抜粋)

点検要領の第16「誘導灯及び誘導標識」の点検項目・光源の判定方法

ア 汚損、著しい劣化、ちらつき、**自動点検機能による表示ランプ等の異常表示等がなく、**正常に点灯していること。